

# 中小企業静岡

2023

11

No.840

特集

物流・建設業界における2024年問題とは？

Business Report

動物との共生社会を目指して「保護ねこ譲渡会を開催！」ほか



ずお  
し 35 ぶ  
市 町 め ぐ り  
御殿場市



市の花：富士桜  
市の木：けやき

総面積：194.90km<sup>2</sup>  
人口：84,371人  
世帯数：37,764世帯  
(9/30現在)

- G-CO…昨年からスタートした御殿場市独自のデジタル通貨富士山Gコインのキャラクター。御殿場高校の生徒のデザイン。
- ポットスチル…キリンディスティラリー富士御殿場蒸溜所で操業開始以来約50年間ウイスキー製造に使用されていた蒸留器。
- 御殿場みくりやそば…お祝い事やお祭りなどで家に人が集まるときに、ごちそうとして振舞われる特別なおそば。
- 秩父宮記念公園…秩父宮両殿下が実際にお住まいになられていた御別邸。
- 富士山…御殿場口は、下山時のダイナミックな大砂走が特徴。



# 人材確保・再就職・ 出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは

人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な  
人材マッチングを支援している公的機関です。

約23万人の  
実績

## サービスのラインナップ

### 1 人材確保・再就職の 人材マッチング

専門性の高い人材を  
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を  
検討している



### 2 キャリア 人材バンク

能力・技術を有する  
高齢者の雇用を検討

マッチング

66歳以降もまだまだ  
働きたい



### 3 人材育成・企業間交流の ための出向支援

新規分野開拓のために  
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に  
より従業員の能力・技術  
向上を図りたい



### 4 セミナー事業(有料)

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー など

公益財団法人  
産業雇用安定センター

ご利用時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日を除く)

産業雇用

検索



#### 静岡事務所

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7  
大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL 054-255-1343 FAX 054-652-3259

#### 浜松駐在事務所

〒430-0928 浜松市中区板屋町110-5  
浜松第一生命日通ビル13階

TEL 053-458-3621 FAX 053-458-3622

# 中小企業静岡

2023  
NOVEMBER  
No.840

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡 検索



トップページ中央右の  
「今月の中小企業静岡」をクリック!

[https://www.siz-sba.biz/library\\_index.htm](https://www.siz-sba.biz/library_index.htm)

## INDEX

### 特集 …… 2

物流・建設業界における2024年問題とは？

### Business Report …… 8



動物との共生社会を目指して  
「保護ねこ譲渡会を開催！」ほか

### 景況ウォッチ …… 10

9月の情報連絡員月次景況調査より

### Network …… 14

障害者雇用を考えている事業主の皆様へ  
事業主委託訓練制度のご案内 ほか

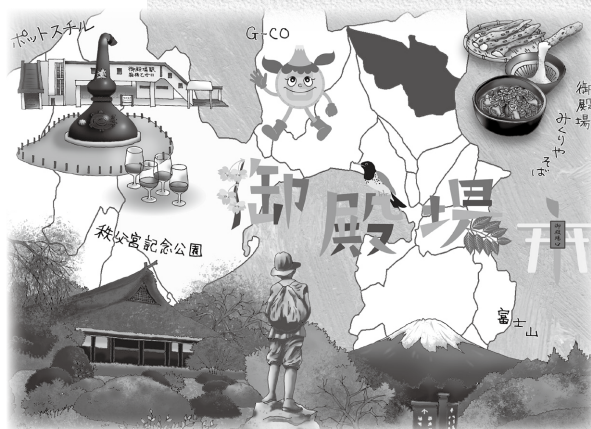
### 読者プラザ …… 16



Linker協同組合  
代表理事 横溝 直樹

### Pick Up …… 裏表紙

ポリテクセンター静岡からのお知らせ



表紙絵／のむらうこ

# 特集

## 物流・建設業界における 2024年問題とは？

日本では、長時間労働に伴う過労死や過労に伴う自殺が増え社会問題になったことで、「働き方」を見直す機運が高まりました。そして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、働き方改革関連法）による改正後の労働基準法が平成31年4月から順次施行されました。しかし、一部の事業・業務は上限規制の適用が5年間猶予されており、その猶予期間が令和6年3月31日に終了する代表的な業界として物流・建設業界が挙げられます。それに伴って今後猶予期間が終了する業界で起こるであろう様々な問題のことを「2024年問題」といいます。

そこで、本特集では、物流・建設業界にフォーカスし、業界に立ち塞がる2024年問題の概要、各業界への影響などについてご紹介します。

### 1 国が示す「働き方改革」が目指す方向性

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

### 2 労働基準法改正の概要

「2024年問題」の内容を知るためにはまず、平成31年4月から順次施行されている「改正労働基準法」を理解する必要があります。ここでは、「改正労働基準法」により、どのような「働き方改革」が実行されたか紹介します。平成31年の働き方改革関連法では、主に下記事項について改正が行われました。但し、時間外労働の上限規制の中小企業への適用は令和2年4月より開始し、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げは令和5年4月より開始しました。この中でも上限規制の適用が猶予されており、令和6年4月から猶予期間が終了するのが、①の時間外労働の上限規制です。

内容	義務 or 任意	開始時期
①時間外労働の上限規制	義務	平成31年4月～
②年次有給休暇(5日間)の確実な取得	義務	平成31年4月～
③月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ	義務	令和5年4月～
④フレックスタイム制の拡充	任意	平成31年4月～
⑤高度プロフェSSIONAL制度	任意	平成31年4月～

### 3 時間外労働の上限規制（法第36条）

#### （1）趣旨

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。こうした背景を踏まえ、今回の法改正によって、労使が協定しても超えることのできない時間外労働の上限が法律に規定されました。

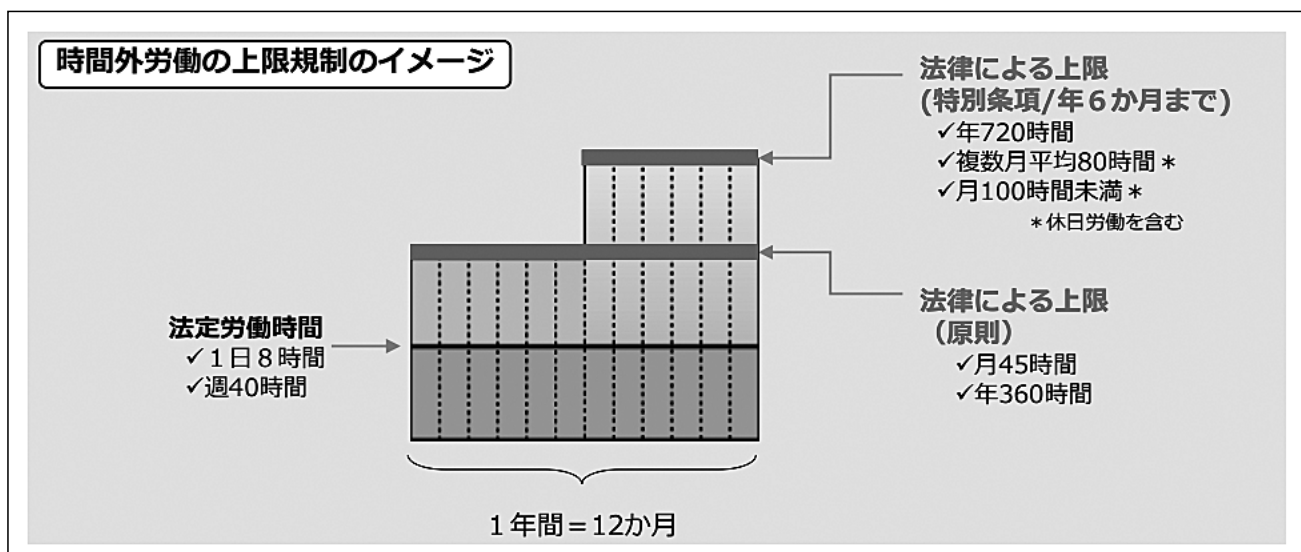
#### （2）現行制度の概要

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与又は4週4日以上与えることとされています。法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定の休日に労働させる場合には、①労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結 ②所轄労働基準監督署長への届出の2点が必要です。

#### （3）改正のポイント

今回の法改正によって、法律上、36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）には、これを超えることができますが、その場合でも、①時間外労働が年720時間以内②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満としなければなりません。

また、原則の月45時間を超えて労働させることができる回数は、年6か月までとなります。なお、いずれの場合においても、①時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、②時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内の2つの条件を満たす必要があります。



〔出典：働き方改革関連法のあらまし（改正労働基準法編）厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署〕

**【建設事業・自動車運転業務における規制猶予措置】**

事業・業務	猶予期間中の取り扱い (令和6年3月31日迄)	猶予後の取り扱い (令和6年4月1日以降)
建設事業	上限規制の適用無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①月 100 時間未満</li> <li>②2～6 か月平均 80 時間以内</li> </ul>               とする2つの規制は適用されません。             </li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年 960 時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①月 100 時間未満</li> <li>②2～6 か月平均 80 時間以内</li> </ul>               とする規制は適用されません。             </li> <li>●時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年6 か月迄とする規制は適用されません。</li> </ul>

## 4 時間外労働の上限規制適用開始によって想定される問題点

上記のような改正点在实际の事業者・労働者にどのような影響を与えるのでしょうか。想定される問題点を物流・建設業界に分けて解説していきます。

### (1) 物流業界で想定される問題点

- ①ドライバーの収入減少
- ②会社の収益減少
- ③1日に移動できる距離の減少
- ④運賃の値上げ

時間外労働の上限規制が適用開始となることにより、ドライバーが受け取ることができる時間外手当が減ってしまいます。ドライバーが時間外手当をあてにしている場合、離職が進むおそれがあります。

ドライバーの時間外労働が規制されることで、会社全体で請け負うことができる業務量が減少します。

また、令和5年4月より開始した月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%に引き上げられたことにより、賃金の支払いが増え、収益を圧迫します。上記の2点によって、会社全体の収益が減少してしまいます。

時間外労働の規制により、ドライバーが1日に移動できる距離が減少することが想定されます。特に長距離ドライバーに大きな影響が出ると考えられます。

物流業界での収益圧迫が続けば、それらを補うために運賃の値上げにつながる考えられます。

## (2) 建設業界で想定される問題点

- ①工期設定の見直し                      ②適切な労働時間の管理

時間外労働の規制開始に伴い、実働時間が減少することが想定されます。それに伴い、従来のような工期設定では、予定された日数での竣工の実現が難しくなります。元請と下請けの間で協議を今まで以上に適切に行う必要があります。

平成31年4月より労働安全衛生法が改定され「労働時間の客観的な把握」が義務化されました。具体的な事例として、タイムカードやWebサービス等の使用による労働時間の記録など、客観的な情報を用いての管理が義務付けられており、自己申告は原則として認められません。また、令和2年の労働基準法改正に伴い、労働時間に関する書類の保存期間が5年と定められています。労働時間の管理書類は、適正な労働時間の管理や時間外労働の上限規制、割増賃金率の計算など従来よりも事務処理が複雑化することが想定されます。

## 5 デジタル化への業界の対応

### (1) 物流業界の取り組み内容

物流業界が進めているデジタル化の主な取り組みには、次の4つが挙げられます。主に業務の効率化を後押しするものであり、これらは人員不足や配送量の増加を乗り越える大きな鍵となります。

#### ① 在庫管理システムの導入

倉庫に在庫管理システムを導入し、在庫管理を効率化する方法は倉庫業務の負担を軽減する上で有効です。人の手で在庫管理を行うと適正在庫の維持は難しく、時間と手間がかかるだけでなくヒューマンエラーの発生率が高まりやすくなります。

例えばExcelシートで在庫を管理している場合、処理済みの在庫を反映し忘れていたり、入力を一桁誤って登録してしまい過剰在庫や欠品を招くリスクが考えられるでしょう。在庫管理システムであればピッキングと同時に自動的に在庫を引き落とすような処理ができるので、入力間違いによる在庫の管理ミスを防止できます。

#### ② AIを用いた顧客情報の管理と分析

近年では、AIを用いた顧客情報の分析も積極的に行われ始めています。小口配送が激増して配送担当者一人ひとりが多くの物件を回らなければならない中で、不在による再配達も物流業界にとって大きな課題となっています。

顧客の注文情報や配送状況などのデータを蓄積して分析することにより、自宅にいる可能性が高いとみられる時間帯をAIで割り出して再配達を起こりにくくするという試みも物流のデジタル化のひとつといえるでしょう。

#### ③ 倉庫業務の効率的なシステム構築

倉庫業務のシステムはひとつのIT技術で構成されるわけではなく、さまざまな技術によって構成されています。例えば在庫管理システムや入出荷を効率化するためのハンディターミナルなどの管理を中心とする仕組みもそのひとつです。

また、コンベアの制御なども倉庫業務を効率化するための重要な仕組みのひとつであるといえるでしょう。一部の業務に対してシステムを導入するだけでも一定の効率化を図ることは可能ですが、複数のシステムを組み合わせることで取り入れることによってより効率的に倉庫業務を運営できるようになります。

#### ④ デジタル技術を利用した従業員の勤務状況の管理

従来の従業員の勤怠管理はアナログで行われることが多く、シフトの作成には多大な労力が必要でした。個々の従業員のスキルなども加味しながら最適な人員配置を行うことは、管理者にとって非常に負担が大きい業務であるといえるでしょう。

AIを活用することにより、人の手を介さずに最適な人員配置を考慮したシフトを自動的に作成できる環境を整えることが可能になります。一人ひとりのスケジュールを照らし合わせて配置する作業から解放されるため、管理者は他の重要な業務にリソースを割り振れるようになり、作業効率が向上します。

また、倉庫業務に限らず配送ドライバーの勤務シフト管理にAIが活用されるケースもあります。ドライバーの配送負担がなかなか軽減されずにいることは大きな問題となっていますが、同時に運行管理担当者も大きな負担を強いられています。AIを取り入れて負担を軽減することで、業界全体の問題を少しずつ解消に向かわせる効果が期待できます。

### (2) 建設業界の取り組み内容

建設業界においても、国による制度整備や民間企業による先端技術の活用が進んできています。アナログな業界だと思われる建設業も、今やAIやIoT、5G、ドローンや遠隔操作などが現場で活躍する時代に突入しました。ここでは実際に現場で導入されているデジタル化の事例をご紹介します。

#### ① 3次元モデルデータ

3次元モデルデータは、3Dデータを活用して計画や設計を行うだけでなく、AIでデータを処理してデジタルツインを実現したり、3Dプリンタで橋を作ったりと、さまざまな展開が期待されている技術だと言えます。

3次元モデルデータの作成方法についても研究が進んでいます。最近では、スマートフォン・タブレットの特定機種に搭載されているLiDAR機能を利用した3次元モデルデータの作成方法が、高額なレーザースキャナなしに手軽に3次元モデルデータを導入することができる方法として、国土交通省をはじめ官民から注目を集めています。

#### ② ドローン

ドローンを活用することで高所の点検などを、安全かつ安価に行えるようになります。橋や鉄塔、送電線など、多くのインフラは定期点検を行い、老朽化が進行する前に修繕を行うことでメンテナンスコストを抑えることが可能ですが、こうした高所の点検作業は足場の組み立てが必要な場合も多く、予算不足や人手不足が悩みの種でした。しかし、ドローンを活用するようになったことで、少ない人数で安価・安全に点検が行えるようになり、建設業の働き方改革に一役買っているとと言えます。

#### ③ AI

AIによる熟練職人の映像解析で技術継承を支えたり、3Dモデルデータの処理を行ったり、ドローンカメラの映像を解析してインフラの老朽化を自動検知したりと、DXの中でも幅広い活用が進む技術だと言えます。とりわけAIの画像診断の精度向上は著しく、正確性が求められる医療用の画像診断でも専門の画像診断医に勝るとも劣らないほどの精度となっています。今後、建設業のDXが進み、より多くのデータが蓄積されるようになった際には、さらにAIの重要性が増していくでしょう。



#### ④ クラウド

建設業はアナログなシステムや、場合によっては紙での情報のやり取りなども根強く残っている業界だと言われています。しかし、効率化を図るならばデータを一元管理する必要が出てきます。全国の拠点に分散したデータを一元管理したり、ばらばらに抱えていたノウハウを共有したり、同一のフォーマットで受発注や進捗管理・顧客管理などを行ったりするためには、クラウド型の管理システムの導入が最適です。先端技術でなくとも、日々の業務を改革するツールとして、クラウドは建設業のデジタル化に貢献しています。

#### (3) まとめ

物流・建設業界においては、デジタル化の取り組みは業務効率を高めるために必要な要素となってきます。物流業界では、多様化するニーズに対応していくうえでも、デジタルの技術をうまく取り入れていくことで、大きな変革を遂げられる可能性が高い業界であると言えます。建設業界では、私たちの生活に欠かせない建物やインフラなどに関わる重要な業界であり、3DデータやAI、ドローンなど、新しい技術が活用されることで安全で効率的な現場が増えていきます。

これまでなかなか変化が生じなかった物流・建設業界でも、2024年問題を機にデジタル化への取り組みが一層クローズアップされてきています。2024年問題を含め、物流・建設業界には様々な問題がありますが、それらの問題を解決するためには、現場の業務効率化を目的としたデジタル化を推進することが効果的であります。

まだまだアナログのイメージが強いとされていた物流・建設業界においてもデジタル化により業界が変わろうとしています。今後もデジタル化への取り組みにより、業界の課題解決の糸口は見えてくるでしょう。

## 6 2024年問題に立ち向かう経営者の声

トラック運送業界の問題点は、人手不足（全産業平均有効求人倍率の2倍）、高齢化（45～59歳の割合が42.7%）、長時間労働（全産業平均の2倍）、低賃金（全産業平均より1～2割低い）の4点が挙げられます。今後賃金を高めていくためには、運行時間に応じて収入が決まる従前の賃金体系を変更していく必要があるものの、この見直しに苦戦を強いられています。

また近年では、燃料価格高騰も大きな問題となっています。燃料費が1リットルあたり1円上がると業界全体で150億円のコストアップになるとの試算もあり、経営に与える影響は非常に大きいと考えます。

国からの補助金もありましたが段階的に減額されていて、非常に苦しい状況となっています。昨年度、静岡県から燃料費に対する補助を頂き、大変助けられました。

また、県内外の大規模事業者においては、輸送方法の転換を図る「モーダルシフト」への動きを加速化しておりますが、事業者の大部分を占める中小企業が取組むには、ハードルが高いと感じます。

そこで、県内の中小企業が利用できる中継輸送拠点の整備やモーダルシフトへの対応は、官民一体の取組みとして進めるべきと考えます。

今後、中小企業組合及び組合員企業が生産性向上を図っていくためには、システム開発や機器導入等の設備投資も重要となってきます。さらに、高齢者・女性その他多様な人材の活躍を促進する就業環境の整備を支援する取組みも求められることから、組合としても一丸となってこの問題の解決を図っていきたく思います。（談）



静岡県貨物運送協同組合  
理事長

**内田貴典 氏**

## 動物との共生社会を目指して 「保護ねこ譲渡会を開催！」

企業組合動物の森

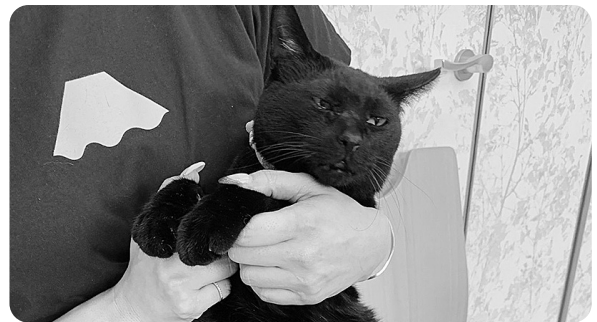
ペット霊園を運営する企業組合動物の森（小林明美理事長）は10月1日（日）、ボランティア団体“静岡ねこの会”と協力して「保護ねこ譲渡会」を開催した。8匹の保護猫を対象に、霊園の参拝者など、開催を知った10人程度が組合のコミュニティ施設に集まった。抱っこ仕方をレクチャーされた参加者は、愛くるしい猫たちと触れ合い「飼えるかどうかを帰って話し合います」と家族に迎え入れることを真剣に検討していた。

小林理事長は「組合に来る人はペットを亡くした悲しみから、次にペットを飼うことをためらうことが多い。猫との触れ合いを通して今一度ペットとともに過ごす幸せを感じてほしい」と話した。

殺処分を無くし、人と動物の共存を目指す活動はSDGsの17の目標の内15番目「住み続けられる街づくりを」につながる取り組みと言える。組合とねこの会は、静岡市の「SDGs連携アワード」にも挑戦するなど、人と動物の共生社会を目指して活動続ける。



▲譲渡会の様子



▲抱っこされる猫

## 令和5年度関東甲信越静ブロック 中小企業組合士協議会「全体研修会」の開催

静岡県中小企業組合士会



▲集合写真



▲研修会の様子

静岡県中小企業組合士会（遠藤英男会長）は、10月17日（火）に休暇村南伊豆（賀茂郡南伊豆町）にて「全体研修会」を開催した。同会は、全国中小企業団体中央会が認定する『中小企業組合士』の資格を保有する組合事務局職員等によって構成されている。例年、関東甲信越静ブロックに所属する他県の組合士会との交流や情報交換を目的に、各県が持ち回りで全体研修会を実施している。本年度は本県が7年ぶりに開催地となり、来賓に全国組合士協会連合会鈴木会長や商工中金沼津支店太幡支店長らを招き、約50名が参加した。

研修会では、海上保安庁下田海上保安部の西山部長を講師に招き、「我が国周辺海域を取り巻く情勢について」をテーマに講演があり、資質向上を図った。研修会後は懇親交流会も開催され、伊豆の海の幸を囲みながら情報交換、交流・親睦を深めた。



## 4年ぶりの盛大開催！ 「第21回団地まつり」

清水工業団地協同組合



▲開会挨拶をする駒見理事長

清水工業団地協同組合（駒見太郎理事長）は、10月14日（土）、同団地内にて「第21回団地まつり」を開催した。同まつりは、組合員同士の親睦や地域住民との交流を目的としており、約500人が参加した。新型コロナウイルスの影響により一時開催を中止していたが、今年は4年ぶりに盛大に開催した。

駒見理事長は開会挨拶にて、「今日は秋晴れの中、絶好のまつり日和となった。様々な催しが予定されているので、最後まで楽しんで親睦を深めてもらいたい」と参加者に呼びかけた。

当日は組合員各社による模擬店出展や、カラオケ大会等のイベントが実施され、参加者は和気あいあいとした雰囲気の中催しを楽しみ、交流を図った。プログラムの最後には、家電製品などの賞品が当たる福引抽選会も行われ、まつりは盛況のまま終了した。



▲模擬店の様子

## バイクのふるさと浜松2023にて 「オートレースコースを愛車で走ろう自走会」など4イベントを開催！

静岡県オートバイ事業協同組合

静岡県オートバイ事業協同組合（川嶋登志久理事長）は10月14日と15日、浜松オートレース場にて行われた「バイクのふるさと浜松2023（浜松市主催）」にて4つのイベントを開催した。開催したのは「オートレースコースを愛車で走ろう自走会」「電動バイク体験試乗会」「250cc体感走行会」「愛車無料点検（静岡県自動車整備振興会と共催）」の4つ。オートレースコースを走れるとあって全国から多くのバイカーが訪れイベントを楽しんだ。

「バイクのふるさと浜松」への出店はかつて組合員が個別に行っており、車両展示や用品販売といった小規模のものだったが、昨年からは組合として団体で参加し、大規模な試乗会を行える体制を整えた。

組合は令和2年の発足以降規模の拡大を続けており、川嶋理事長は「行政との相談窓口として活動することも増えてきた。静岡県でオートバイに関わる事であれば当組合！と認知していただけるよう、今後も取り組んでいきます」と、さらなる取引力向上に向け規模拡大に意欲をみせた。



▲バイクのふるさと浜松の様子



▲オートレース場を走る参加者

# 景況ウォッチ

組合活性化情報

## 概況

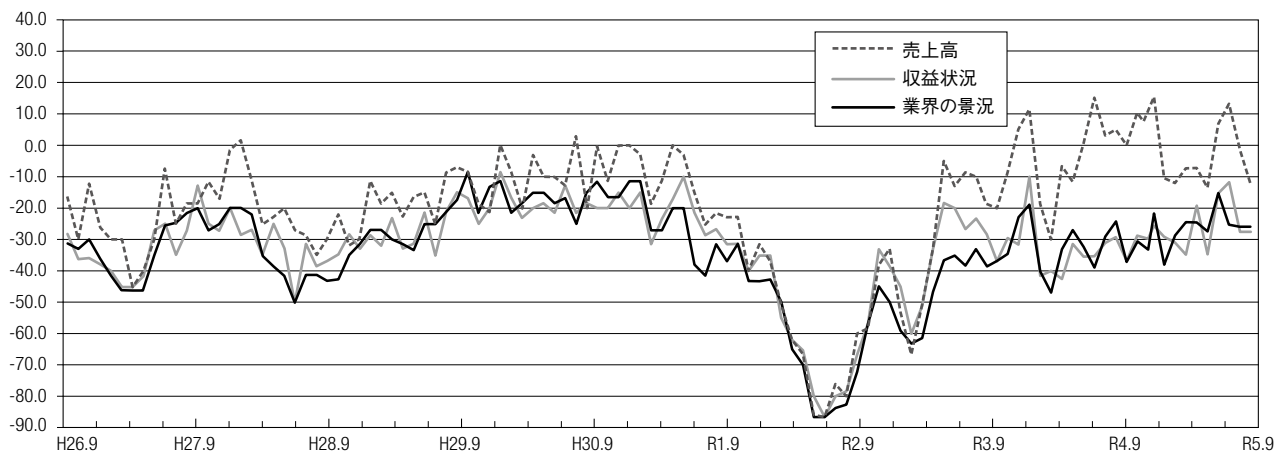
- 2023年9月のDI値は、前月との比較において、「雇用人員」「業界の景況」の2指標が改善。「取引条件」「収益状況」の2指標が横ばい。その他5つの指標が悪化した。依然として原材料価格の高騰が収益を圧迫している他、人材不足が深刻で“受注控え”を行っている業界も見られ、売上高の減少につながっている。
- 「製造業」では、前月との比較において「在庫数量」「資金繰り」「雇用人員」を除く6つの指標が悪化した。生産用機械器具製造業から「原材料の価格上昇を価格転嫁できず、採算は厳しい状況が続いている」とコメントがあるなど厳しい収益状況が続いている。また、木材・木製品製造業からは「住宅建築需要の低迷から、製材工場の稼働は低調のまま」印刷・同関連業からは「コロナ禍で宣伝広告費を節約するためにお客様自身で製作、印刷（ネット）を行っていたため、それが定常状態になっている」とコメントがあり、消費者や発注者の“節約”が他業界を苦しめる結果となっている。
- 「非製造業」では、前月との比較において「在庫数量」「資金繰り」の2指標が悪化し、その他6指標が改善した。各種商品小売業や宿泊業では、国や市が行う消費促進策により売上が増加しており、「ツアーが即時完売」など明るいコメントも見られた。一方、人材の確保は追いついておらず、鮮魚小売業からは「組合員企業の人材確保も非常に厳しい状況のため、売上の回復に対応できていない」職別工事業からは「人手不足を懸念したのか、受注控えをしている感がある」とのコメントがある。

## DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
2023.9	-12.1	-4.7	27.6	-6.9	-27.6	-25.9	-30.0	-13.8	-25.8
DI値	↘	☀	☀	☁	☂	☂	☂	↗	☂
2023.8	-1.7	-9.1	31.1	-6.9	-27.6	-22.4	-16.7	-24.2	-25.9
2023.8→2023.9	-10.4↓	4.4↓	-3.5↓	0.0→	0.0→	-3.5↓	-13.3↓	10.4↑	0.1↑

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…↘ -20.1～…☂  
 ※基準値±0.0＝前年同月比横ばい。

## 主要三指標DI値推移（過去10年間）



(2023年9月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員60名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。集計結果の詳細は、本会ホームページ (<https://www.siz-sba.or.jp>) でご覧になれます。

## 業界の声 (抜粋)

### ■製造業

パン	・ 政府が製粉会社などに売り渡す輸入小麦の価格が、小麦の国際価格の下落で10月から平均11.1%安くなり3年ぶりに値下がりとなる。しかし大手製パンメーカーでは「他に価格が高止まりしている原材料もあり値下げは考えにくい」との判断である。
織物業	・ 前月同様低位安定で推移、来年度の浴衣地受注も数量限定ではあるが受注が入り安定している。正絹物も同様に推移。
製材・木製品	・ 木造も含め住宅建築需要の低迷から、製材工場の稼働は低調のまま。
印刷・同関連業	・ 商業印刷において印刷屋離れがあると感じる。コロナ過で宣伝広告費を節約するためにお客様自身で製作、印刷(ネット)を行っていたため、それが定常状態になっていると思う(東部) ・ 直近3ヶ月は関東地区が好調、静岡地区は前年割れ(中部)
骨材・石工品等	・ 前期同様、売上が前年より減少しており、収益状況も悪化している。
金属製品	・ 著しい原材料高で、収益率が悪化。非常に厳しい状況。 ・ 冷蔵庫・エアコン市場の落ち込みに連動し、8～9月の生産は4～6月比で半減。
生産用機械器具	・ 原材料の価格上昇を価格転嫁できず、採算は厳しい状況が続いている。 ・ 8月、9月の仕事量が半減、このような状況が続くと会社自体が持たない。
電気機械器具	・ 8月の業界の国内出荷は昨年が高水準であったことと価格値上げ影響により金額では若干の減少であったが、台数は減少となった。 ・ 大型冷蔵庫の生産は昨年比では減少が続くが前月比ではプラスに転じた。 ・ 家庭用エアコンは流通在庫消化が優先されたことなどにより生産は大きく減少した。 ・ 業務用エアコンの生産は国内向け・輸出ともに前月同様に低調に推移した。
輸送用機械器具	・ 生産量は戻ってきたが、人手の確保が一番の課題となっている。

### ■非製造業

セメント卸売業	・ 令和5年上期の出荷量は災害関連工事等により前年実績を若干下回るほどにとどまったが、今後の需要は不透明である。メーカー値上げの交渉が大詰めを迎えている。
鮮魚小売業	・ 行動制限の緩和により、個人消費を中心に売上も回復しているが、それ以上に仕入(水産物)原価の高値安定、エネルギー関連のコスト(特に冷凍・冷蔵庫等の電気料金)の上昇により、収益状況は厳しい状況が続いている。また、組合員企業の人材確保も非常に厳しい状況のため、売上の回復に対応できていない現状もある。
野菜・果実小売業	・ 前月に引き続き、酷暑の影響で全体的に物が少なく、価格が高値で推移している。
各種商品小売業	・ 9月22日から1か月間商店街イベントを行う。今回からデザインも変え、静岡新聞朝刊に折り込みしたためか、反響が大きい。事務局企画のツアーも、即時に応募が終了するほど人気の講座があった。イベントの開催で街の魅力をお伝えし、活性化につなげたい。 ・ 市民一人当たり6000円分の商品券が市から発行され、9月15日より使用可能となった。毎年9月上旬に行っていたセールを商品券発行後の9月下旬にずらし行った結果、前年より好結果が得られた。
宿泊業	・ 組合員旅館の宿泊人員は、前年比107.4%と増加した。市の宿泊応援キャンペーンの効果で集客が伸びている。グループ客も少しずつ増えてきている。雇用状況は、引き続き人手不足の状況。 ・ 全国割バス旅行支援が収益の底上げにつながった。インバウンド需要が増え、全般的に外国人観光客が目立つようになった。 各種エネルギーの値上げや食材仕入れ価格の高騰が収益を圧迫している。
総合工事業	・ 請求月が重なったため売り上げがかなり伸びたが、周りの受注等を聞くとあまり物件が出ていない様子。秋からの需要もあまり期待できそうもない。動いているのはより大きな建築物や鋼材を取り扱える上位工場ぐらい。
職別工事業	・ 昨年と比べると現状ではそこまでの人手不足感はなく、おおむね順調に手持ち工事を消化できている模様。価格に関しては、下がることなく推移しており、皆人手不足を懸念したのか、受注控えをしている感がある。
道路貨物運送業	・ 輸送幹線業務では、地域別では関東方面への車両情報が多く、成約件数も前年に比べて大きく増加した一方、関西方面は車両情報も少なく成約件数も若干減少傾向にあった。軽油仕入れ価格は補助金の延長に伴い、前月に比べて安く推移した。 ・ 軽油価格高騰とドライバー不足により、コストアップに拍車がかかり、2024年問題に向けての運賃アップが進んでいない。
道路旅客運送業	・ 8月の輸送人員・運送収入ともに対前年同月を上回ってはいるが、コロナ前との比較では輸送人員が▲30.2%、運送収入は▲26.4%で、7月のポイントよりも、▲5.0ポイント、▲3.6%といずれも後退している。9月11日に伊豆地区、9月25日に静岡地区で運賃改定が実施されたところであり、ドライバー不足を改善するためにも、収益の増加が大いに期待されるところである。

デジタル化推進実務担当者のための

# 「デジタル化戦略の実現ガイド」

こんな方におすすめ！

- ✓ デジタル化の社内推進担当を任されたけど何をすればよいか分からない…
- ✓ 短時間でデジタル化の推進手法を学び、自社のデジタル化を実現したい！
- ✓ IT化・デジタル化の手法を用いることで、自社の業務効率化を図りたい！

## ポイント！

本講座では、業務フローの可視化と目的の明確化を行い、

ITベンダから理想的なツール提案を引き出すための準備書類を作成します。

**実務担当者が、“失敗しない”IT導入に向けて“成功する”アクションをとれます。**

### 事前講座 YouTubeによる動画配信（20分×3本）

①中小企業にとってのDX ②業務分析の必要性とその方法 ③デジタルツールの選定方法  
本配信をご視聴いただくことで、社内実務担当者の立ち位置と実務内容がわかり、体系的な理解が進みます。



#### 内容

- お悩み共有・ヒント発見ディスカッション  
悩みの本質とありたい姿をディスカッション形式で具体化し、解決の糸口を探します。
- 業務フローの可視化  
業務課題を分析し、フローのどこに問題があるのかを特定することで、改善方法を考えます。  
※ITベンダに提案依頼をする際に必須の書類です。
- デジタル化実践事例紹介  
デジタル化経験無し、専門スキル無し、担当者1人の若手社員が成果を出せた秘密を解説します。
- IT化推進計画の作成  
社内全体の理解と協力を得るための説明資料として、目的や期間・メンバー・具体的な行動を整理します。  
※社内プロジェクトの要となる書類です。

受講料：20,000円/人

定員：各会場10名

※納入方法は後日ご案内します

日時・会場 ～各会場共通～ 10:00~17:00

- 12月4日(月) :東部会場  
プラサヴェルデ 406小会議室/沼津市
- 12月7日(木) :中部会場  
静岡市産学交流センター 小会議室1/静岡市
- 12月11日(月) :西部会場  
アクトシティ浜松コンgresセンター 23会議室/浜松市

#### 講師

武石ゆかり氏  
(テイクストーンズコンサル  
ティング合同会社 代表)



～経歴～

独立行政法人中小企業基盤整備機構で26年勤務後、独立開業。IT経営簡易診断の開発者で、IT導入・DX戦略策定等デジタル化による中小企業の経営支援実績が豊富。

#### 【主催】

静岡県中小企業団体中央会

#### 【問い合わせ先】

情報対策チーム 佐野・秋山

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL:054-254-1511

TEL:054-254-1511

FAX:054-255-0673

#### ●お申し込み方法●

1.右記QRコードから

お申込み

2.FAX(054-255-0673)

からお申込み

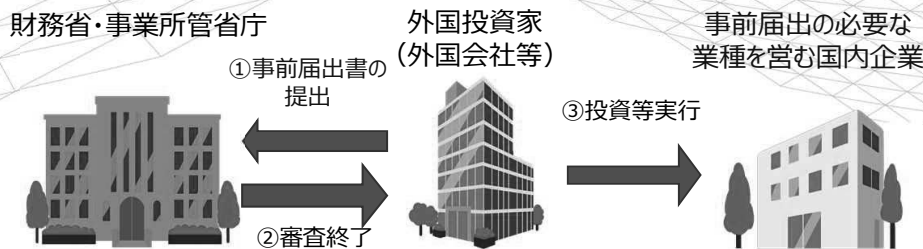


# 外国投資家から投資を受ける前に ご相談ください

## ～対内直接投資審査制度のお知らせ～

財務省と事業所管省庁では、外為法※に基づき、投資自由を原則としつつ、国の安全に関わる技術が海外に流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本企業に投資を行う場合に、事前届出の提出を求め審査を行っています。 ※ 外国為替及び外国貿易法

事業承継やM & Aに伴う株式譲渡など、外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家に届出の対応をご確認ください。



事前届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、投資で取得した株式の売却命令を受ける可能性あり。

▶ 計画していた投資の中止により、資金面で悪影響を被るおそれも。

届出制度に適切に対応しているか外国投資家にご確認を。

外国投資家による投資に関するご相談、届出義務の違反が疑われる投資情報などございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

### お問合せ先

東海財務局 理財部 理財課 ☎ 052-951-1797

(相談窓口) [fdi-info@tk.lfb-mof.go.jp](mailto:fdi-info@tk.lfb-mof.go.jp) (情報提供窓口) [fefta-info@tk.lfb-mof.go.jp](mailto:fefta-info@tk.lfb-mof.go.jp)

事前届出が必要となる外国投資家や対象業種など制度に関する詳しい内容については、東海財務局ホームページをご覧ください。

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/kigyuu/index-tainai.html>



## 障害者雇用を考えている事業主の皆様へ 事業主委託訓練制度のご案内

～こんなお悩み、ありませんか？～

- 障害のある人を雇用したいけど、初めてで何をしたらよいか分からない 等



### 事業主委託訓練を活用しませんか？

県立の職業能力開発施設（静岡県立工科短期大学校、浜松技術専門校、あしたか職業訓練校）では、障害のある人の雇用を促進するため、事業主委託訓練を実施しています。

訓練期間：標準3か月（月60～100時間）程度  
委託料：受入事業所には、訓練生1人につき上限6万円/月（外税）が支払われます。

訓練期間中は、職業能力開発施設の障害者職業訓練コーディネーターやコーチが支援にあたります。

### 【訓練から採用までの流れ】

例）県立の職業能力開発施設を通して訓練対象者を募集する



A社

障害のある人の求人を出しているけど、思うように採用が進まない…



職業能力開発施設へ相談

- ①ご担当者様との打合せ
    - ・訓練制度のご説明、業務の確認
    - ・訓練計画（日程・時間・内容）の作成
  - ②訓練生を募集
    - ・公共職業安定所（ハローワーク）等に訓練実施の案内をして、訓練生を募集
  - ③申込みがあったら…
    - ・面接を実施、合否の通知
  - ④訓練実施（A社）
    - ・各職業能力開発施設がサポートします
  - ⑤訓練修了
    - ・反省点、課題の洗い出し
    - ・雇用に向けての話し合い
  - ⑥採用
- ※上記はあくまで1例です。採用を検討している方が既にいらっしゃる場合等、様々なケースで訓練をご活用いただけます。

### 【お問い合わせ先】 県立の職業能力開発施設

- 静岡県立工科短期大学校
  - 静岡キャンパス TEL：054-345-3098
  - 沼津キャンパス TEL：055-925-1072
- 静岡県立浜松技術専門校（浜松テクノカレッジ）  
TEL：053-462-5602
- 静岡県立あしたか職業訓練校  
TEL：055-924-4380

## 県立工科短期大学校事業主推薦のご案内

実践的な技術を習得できる学校を利用してみませんか。

県立工科短期大学校は、「現場に立って、自ら考え、行動できる人材を育成」を基本理念としています。

中小企業の高度なものづくり人材の育成を支援するため、熱意ある優秀な従業員を積極的に受け入れる企業向け推薦制度（事業主推薦）を設けております。

若手従業員のさらなるスキルアップや貴社への内定が決まっている方の知識習得のための研修として、ぜひご活用ください。

### ■事業主推薦入学の実績

延べ 13社 17名（R3年度～R5年度）

### ■学生の声

- ・多様な専門知識の習得、技能向上ができる。
- ・会社に戻って、現場リーダーとして活躍できるスキルを学べる。

### ■令和6年度入学試験情報

○募集人員（※ただし、学校長推薦を含みます。）  
機械・制御技術科 22名程度

電気技術科、建築設備科、機械・生産技術科、電子情報技術科、情報技術科 各15名程度

※第1回の結果により第2回の募集人員に変更があります。詳しくはHPをご覧ください。

### ○募集日程・試験科目

※今年度から試験科目と選抜方法が変更になりました。

回次	第2回
出願受付	令和5年11月22日（水）～12月6日（水）
試験日	令和5年12月16日（土）
試験科目	面接
選抜方法	調査書等の提出書類及び面接の結果を総合して判断

### ■見学等

学校の様子等が知りたい企業様は、見学等可能ですので、お気軽に学校までご連絡ください。

【静岡キャンパス】 TEL：054-345-2033

【沼津キャンパス】 TEL：055-925-1073

### 【入試についてのお問い合わせ先】

静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス  
〒424-0881  
静岡市清水区楠160  
TEL：054-345-2033  
HP：https://scot.ac.jp





## 令和5年10月1日から 「静岡県最低賃金」が 「時間額984円」に改正されました

静岡県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等含む）に適用される「静岡県最低賃金」が改正されました。

なお、特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

賃金改定につきましては、「業務改善助成金」他各種支援策をご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

### ■お問い合わせ

静岡労働局賃金室（電話 054-254-6315）  
又はお近くの労働基準監督署まで

## 未来志向の経営戦略 多様な働き方導入セミナー受講者募集中！

働く意欲のある誰もがいきいきと働くことができるよう、企業側での働き方の見直しや柔軟な職場環境づくりが求められています。

本セミナーでは、専門家と先進企業の事例から、多様な働き方の重要性とその実現のヒントをお伝えします。

オンラインによる無料セミナーで、会社や御自宅からお気軽に御視聴いただけますので、ぜひ御参加ください！

### ■テーマ

日本の不妊事情：仕事と不妊治療の両立可能な環境づくり～家庭の事情と仕事の両立～

### ■内容

第1部 基調講演  
一般社団法人MoLive 代表理事 永森咲希氏  
第2部 先進企業の事例紹介  
・ヤマハ発動機株式会社  
・三島信用金庫  
・株式会社NISHI SATO

### ■日時

令和6年1月19日（金）13：30～16：20

### ■会場

オンライン（Zoomウェビナー）

### ■参加料

無料

### ■申込み・お問い合わせ

株式会社るるキャリア  
TEL：054-207-8001  
HP：<https://lulucareer.com/seminar>



## DX時代に活躍する 中小企業のテレワーク導入セミナー 受講者募集中！

もはやコロナ禍とは関係なく、デジタル化や人材確保の第一歩としてテレワークを導入する企業が増えています。

静岡県では、「サービス業、医療・福祉、卸売・小売業」等の現場を抱える業種別の先進事例を紹介するオンラインセミナーを開催します。同業種の取組を参考に、時間や場所にとらわれない職場環境づくりをしてみませんか。

### ■テーマ

できることから始める新しい働き方

### ■内容

第1部 基調講演  
一般社団法人プロティアン・キャリア協会  
CDO 成瀬 岳人氏  
第2部 先進企業の事例紹介  
・株式会社竹屋旅館  
・株式会社川口福祉サービス  
・株式会社 WORK SMILE LABO

### ■日時

令和5年12月7日（木）13：30～15：00

### ◆会場

オンライン（Zoomウェビナー）

### ◆参加料 無料

### ◆申込み・お問い合わせ

株式会社るるキャリア  
TEL：054-207-8001  
HP：<https://lulucareer.com/seminar>



## 女性・高齢者・外国人活躍のための アドバイザー派遣を実施しています！

経営者・人事労務担当者様の御都合に合わせて、アドバイザーが訪問し、効果的な女性活躍推進法等の行動計画の策定を専門家が無料で支援いたします。

### ■支援内容

- ①女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定  
※計画策定後、労働局への届出が必要です
- ②高齢者もしくは、外国人雇用の行動計画策定

### ■対象

支援内容①：静岡県に本社があり、常時雇用する労働者数100人以下の企業

支援内容②：静岡県に本社があり、常時雇用する労働者数300人以下の企業

### ■訪問回数 2回（1回1時間程度）、オンライン対応可

### ■費用 アドバイザー派遣料・交通費全て無料

### ■申込み締切

令和5年12月20日まで  
（先着順・定員40社）

### ■申込み・お問い合わせ

株式会社るるキャリア  
TEL：054-207-8001  
HP：<https://lulucareer.com/seminar/r5adviser>





## 「若者の採用問題」

コロナ問題も多少の落ち着きをみせる昨今ですが、物価高、賃金上昇、人材不足など様々な問題が新たに生まれ我々経営者に襲い掛かります。

それに付け加え働き方改革やらメンタルケアなどにも配慮しなければならないので課題は山積みです。

人材不足は今に始まったことではないのですが、特に組合員の中で問題となっていることが、若者の採用です。

私の感じる最近の若者の傾向は、知らない（分からない）事を極端に嫌うということです。

ですから若者に来てもらうにはこの「知らない」事を無くすることが重要だと感じます。給与や福利厚生などの労働条件はもちろんのこと、転勤の有無や休日の多さも重要です。昔のようにできるだけ残業をして稼ぎたいという方は少ないので気をつけねばなりません。

研修制度では、会社がどれぐらいの時間を割き教育制度を用意しているかを見ている。焦らせてはいけません。

社内の雰囲気や社員の様子などを積極的に見せることをオススメします。

ある程度のコミュニケーションは必要ですが、距離感を間違えると拒絶反応がすごいので要注意です。今時の若い者とは言ってしまうは終わりですが我々も同じような事を言われてきた過去があるはずです。

必ずしも若者の意見を受け入れるのが正しいとは思いませんが、上記の点を踏まえて歩み寄ってみたいはいかがでしょうか。

今後も様々な問題が起こるとは思いますが、気さくに相談しあえる組合を目指し活動していきたいと思っています。



Linker 協同組合  
代表理事  
**横溝 直樹**



11月に入り少しずつ冬を感じるようになってきました。この時期は気温差が10月よりも大きくなり、更に最高気温も全国的に下がり、肌寒さを一層感じるようになります。1日を通して、朝晩と日中の気温差にさらに注意が必要となってきますので、体調管理にはお気を付けてください。

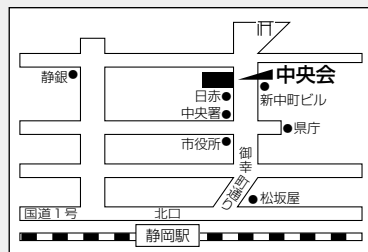
さて、11月23日は「勤労感謝の日」です。この日は、働いてくれている家族に対して、感謝を示す日と考えられがちですが、国民の祝

日に関する法律では『勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう』とされています。家族だけでなく、国民がお互いに感謝しあう日のようです。自分の仕事は誰かの役に立っている、自分の生活は誰かのおかげで成り立っている…そう考えて過ごすのもいいかもしれません。

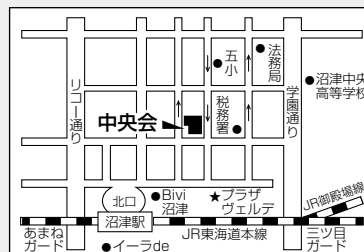
この機会に、普段支えてくれている人やお世話になっている人に感謝の言葉を贈ってみてはいかがでしょうか？  
(秋山)

## 中小企業静岡11月号 (通巻840号)

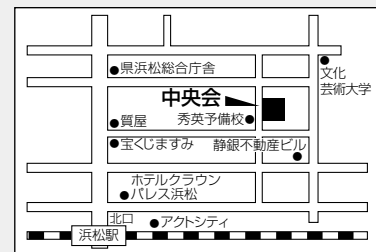
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673  
 東部事務所 〒410-0046 沼津市米山町6番5号 TEL / 055-926-8220 FAX / 055-926-8230  
 沼津商工会議所会館4階
- 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <https://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス [joho@siz-sba.or.jp](mailto:joho@siz-sba.or.jp)  
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

# 静岡労働局からのお知らせ

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

監督課  
Tel.054-254-6352

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。月間中は、「過重労働解消キャンペーン」として

- 県内労使団体などへの協力要請
- 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換
- 過重労働解消相談ダイヤル（無料）
- 長時間労働が疑われる企業などに対する集中的な監督指導
- 過労死等防止対策推進シンポジウム

等が行われます。また、10月から来年1月を中心に、主にオンラインにより、企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的とした「過重労働解消のためのセミナー」（無料）を実施します。



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

雇用環境・均等室  
Tel.054-254-5310

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。か、静岡労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

※（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



## 中小企業育児・介護休業等推進支援事業のご案内

雇用環境・均等室  
Tel.054-254-5310

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、全国の中小企業事業主や人事労務担当者等と面談のうえ、課題の分析を行い、育児休業の取得からスムーズな職場復帰までの支援、育休復帰プランの策定、職場環境整備のための取組等について、最新の事例を交えたきめ細やかな支援を無料で支援いたします。

### こんなお悩みはありませんか？

- 経営者が男性の育休取得に後ろ向き
- 育児休業をとってほしいが、業務が回らない
- 育児休業を取って復帰しても、すぐ辞めてしまう
- 管理職社員が、親の介護で辞めてしまった
- 介護のことで相談されても、どうしたらよいか分からない
- 介護しながら働く社員はいない、と思う



### 育児・介護休業は誰でも取る可能性があります



育児は予定が立てやすいけれど、介護は突然やってきます。家庭と両立できる職場づくりで、強い組織に!

<中小企業育児・介護休業等推進支援事業URL> <https://ikuji-kaigo.com/>

# サブスクリプション型生産性向上支援訓練のご案内

企業が従業員に対して実施する研修・教育訓練については、従業員のすきま時間に訓練を受講させたい、オンラインで効率に訓練を実施したい、といったニーズが寄せられています。サブスクリプション型生産性訓練をご利用ください。

## ◆サブスクリプション型生産性向上支援訓練 3つのポイント◆

**壹** 受講する時間・場所を柔軟に選択可能！

動画視聴によるeラーニング形式のため、受講する時間や場所を柔軟に選択できます。

**弐** さらに受講しやすい料金設定！

通常の生産性向上支援訓練よりも**安価な受講料**で受講できます。

**参** 3セッションをくり返し受講可能！

サブスクリプション型なので2か月間定額で、3セッションをくり返し受講することができます。更にお申込みの特典としてITリスティング動画（5セッション）も視聴可能です。

受講料(1人あたり)

税込 **920** 円/人

## ◆訓練受講までの流れ◆

受講申込・受講料支払

受講申込後、所定の期日までに受講料を支払います。

受講用IDの送付

訓練開始日の5日前までに、実施機関【株式会社インソース】から受講用IDが送信されます。

訓練受講

訓練開始日から2か月間、セッションの内容にある3セッションをいつでもくり返し受講できます。

## ◆セッションの内容◆

### セッション1 業務効率向上のための時間管理

標準訓練時間：4時間3分

限られた人員で最大限の成果を上げることによる労働生産性の向上をめざして、客観的に仕事の進め方を分析することで、仕事が進まない原因を取り除き、業務の効率化・スピード化を促進できる仕組みづくりを行うための知識を習得する。

■基本項目 ① タイムマネジメントの手法（2時間10分） ② 時間管理とタスク管理（1時間53分）

### セッション2 成果を上げる業務改善

標準訓練時間：4時間22分

生産性向上に資する業務改善の目的と必要性を理解し、改善の視点と具体的な進め方を習得する。

■基本項目  
① 業務改善と業務の可視化（2時間34分） ② 業務改善手法（1時間48分）

### セッション3 職場のリーダーに求められる統率力の向上

標準訓練時間：4時間38分

職場の生産性を向上するために必要となる各種経営組織や形態に対応できる管理能力や職位に応じた組織を統率するための能力を理解し、職場のチームワークを牽引できる能力を習得する。

■基本項目  
① 職場の生産性と統率力（2時間44分） ② 組織の管理（53分） ③ 職場の情報伝達（51分）

## ◆お申込み方法とコース番号のご案内◆

●ポリテクセンター静岡のHPより受講申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、下の電子メールアドレスまでご送信をお願いします。

URL: <https://www3.jeed.go.jp/shizuoka/poly/>

E-mail: [shizuoka-seisan@jeed.go.jp](mailto:shizuoka-seisan@jeed.go.jp)

※電子メール送信の際は、件名に【ポリテクサブスク申込】と表記をお願いします。



ここからGO!

コース番号	受講申込期限	受講者変更・キャンセル期限	受講開始日	受講終了日
23-22-18-999-082	～R5. 11. 30 (木)	R5. 12. 21 (木)	R6. 1. 16 (火)	R6. 3. 15 (金)
23-22-18-999-083	～R5. 12. 15 (金)	R6. 1. 5 (金)	R6. 2. 1 (木)	R6. 3. 31 (日)

令和6年度も上の3セッションで1コースとして20コース程度実施予定としております。

**特典** 学び直しのためのITリスティング動画

1.表計算ソフトの活用（基礎講座）約26分  
3.文書作成ソフトの活用（基礎講座）約1時間7分  
5.プレゼンテーションソフトの活用約1時間10分

2.表計算ソフトの活用（応用講座）約46分  
4.文書作成ソフトの活用（応用講座）約46分  
※ITリスティング動画は、人材開発支援助成金対象外です。



ポリテクセンター静岡 生産性センター業務課

TEL 054-285-7153 FAX 054-285-7247

～生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)は、事業主の皆様が生産性向上に向けた人材育成を支援しています～

サブスクリプション型生産性向上支援訓練は、支給要件を満たした場合、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」(定額制訓練)の助成対象となります。詳しくは、厚生労働省のHPまたは静岡労働局職業対策課にお問い合わせください。

※人材開発支援助成金は、訓練開始の1ヶ月前までの申請が必要です。